

日本環境変異原学会会則

第1章 名称

第1条 本会は日本環境変異原学会と称する。

第2条 本会の英語の名称はThe Japanese Environmental Mutagen Societyと称し、JEMSと略称する。

第3条 本会は事務局を〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル 一般財団法人口腔保健協会内に置く。

第2章 目的

第4条 本会は人間・生物・地球環境における変異原、とくに公衆の健康に重大な関係を有する変異原とこれに関連する基礎研究の推進、ならびに関連情報・技術の伝達を目的とする。

第3章 事業

第5条 本会は前章の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 年1回大会を開催し、総会、ならびに学術上の研究成果の発表および知識・情報の交換を行う。
2. 学会誌「Genes and Environment」および会報「Jems News」を発行し、会員に配布する。
3. 学会賞等（学会賞、研究奨励賞、功労賞）を設け、環境変異原の分野ですぐれた研究を行った会員および将来の成果が期待される会員（原則として個人）に授与する。
4. 国際環境変異ゲノミクス学会連合に加入し、国際協力に必要な活動を行う。
5. 削除
6. その他公開シンポジウムの開催、研究会の支援など本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第4章 会員

第6条 本会の会員は、正会員、学生会員、賛助会員および名誉会員とする。

第7条 正会員は、本会の目的に賛同し、環境変異原の研究に必要な知識と経験を有し、定められた会費を納入した者とする。

第8条 学生会員は、大学または大学院等に在籍し、毎年所定の手続きを経て、定められた会費を納入した者とする。

第9条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を後援するために、定められた会費を納入した個人または法人とする。

第10条 削除

第11条 名誉会員は、変異原の研究または本会の発展に特に功績のあった者で、理事会が推薦し、評議員会の承認を得た者とする。また、名誉会員は会費の納入ならびに大会参加費を免除されるとともに、評議員会にオブザーバーとして参加することができる。

第12条 本会に入会を希望するものは、正会員1名の推薦書付きの所定の申込書に記入の上、年会費の納入とともに、本会事務局に申込むものとする。正式の入会の可否は、理事会および評議員会において決定する。

第13条 会員は毎年会費を納入しなければならない。ただし、終身会費はこれに当たらない。次年の会費の額あるいは終身会費の額は理事会において審議し、評議員会において定める。

第14条 会員は次の事由によって会員、役員および評議員の資格を喪失する。

1. 退会の届け出をしたとき。
2. 会費を滞納し、かつ催促に応じないとき。
3. 死亡、または法人が解散したとき。
4. 本会の名誉及び信用を甚だしく傷つけ、あるいは本会則に違反し、評議員会で除名の決議がなされたとき。

第5章 役員および評議員

第15条 本会には次の役員（理事および監事）および評議員を置く。

1. 理事 11名（うち、会長1名、会長指名理事2名）
2. 監事 2名
3. 評議員 40名以上

第16条 評議員のうち30名は正会員の選挙により、正会員から選出する。それ以外の評議員（推薦評議員と称す）は、正会員3名以上、評議員、または理事の推薦により、理事会で正会員歴ならびに学会活動歴を審査の上、評議員会で承認を得て選出される。

第17条 理事のうち9名は選出された評議員（推薦評議員は除く）の選挙により、評議員から選出する。監事2名は選挙で選出された評議員（推薦評議員は除く）の選挙により正会員（評議員を除く）から選出する。会長は理事（会長指名理事）2名を指名する。

第18条 会長は選出された理事9名の互選によって定める。

第19条 会長は本会を代表し、会務を掌握し、理事会、評議員会および総会を招集する。また、評議員会および総会において主たる会務について報告をしなければならない。

第20条 会長および理事は理事会を構成し、会務を執行する。会務執行のために理事会には、総務、会計、広報、国際協力、企画、編集、表彰人事、および書記担当理事を置く。

第21条 監事は本会の財産の状況、および理事の業務執行の状況を監査し、不整の廉あることを発見したときにはこれを評議員会および総会において報告する。また、監事は理事会、および評議員会に出席して意見を述べるができる。ただし、理事、評議員、および各種委員会委員を兼ねることはできない。

第22条 評議員は評議員会を構成し、会務を審議する。

第23条 役員および評議員の任期は選出された年の翌年の1月1日から2年間とする。ただし、補欠または増員により選任された役員および評議員の任期は、補欠の場合は前任者の残任期間とし、増員の場合は現任者の残任期間とする。

第24条 役員および評議員は、再任されることができる。ただし、会長は生涯1期を持って限度とする。また、選挙で、得票数上位9名に入った前理事は5名以内まで、第25条の限度内で再任することができる。

第25条 理事（会長指名理事を含む）および監事の再任回数に限度は設けませんが、同じ役職を連続して就任する場合は2期をもって限度とする。

第26条 会長は必要に応じ、理事会の承認を得て、会長または担当理事を含む委員会を設けることができる。委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。委員の任期は原則2年として、再任は妨げない。委員会委員長には、会長が就任するか、または会長が担当理事か適当な委員に委嘱する。

第27条 大会会長は理事会の推薦に基づき評議員会の承認を得て選出される。

第28条 大会会長は大会を主宰し、総会の議長となる

第6章 会議

第29条 本会の会議は、総会、評議員会、および理事会とする。

第30条 総会は、正会員をもって構成し、大会開催時に年1回開催される。

第31条 総会において会則の改廃制定、予算・決算の承認、その他評議員会において審議した重要事項の承認を行う。

第32条 評議員会は原則として年2回開催する。評議員会（臨時評議員会を含む）は評議員総数の過半数（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数の賛否をもって議決する。評議員会の議長は、会長または会長が指名した者が務める。理事は評議員会に出席できるが、議決には参加できない。

第33条 会長は総数の1/3以上の評議員の要請があるときは臨時評議員会を開催しなければならない。

第34条 理事会は理事の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛否をもって議決する。

第7章 会務

第35条 総務担当理事の担当事項は次の通りとする。

1. 会員の入退会に関する事。
2. 会則等制度、規則に関する事。
3. 総会、評議員会、および理事会に関する事。
4. 役員および評議員の選挙に関する事。
5. 事務局との連絡。
6. 研究会等関連事業全般にわたる事。
7. 関係委員会に関する事。
8. その他、他の理事担当事項に入らない事項。

第36条 会計担当理事の担当事項は次の通りとする。

1. 予算、決算に関する事。
2. 旅費の算出。
3. 削除
4. 関係委員会に関する事。

第37条 広報担当理事の担当事項は次の通りとする。

1. インターネット「ホームページ」の開設等広報に関する事。
2. 各種団体との連絡調整に関する事。
3. 学会誌の広告に関する事。
4. 名簿の作成、配布に関する事。
5. 会員数の増強に関する事。
6. 関係委員会に関する事。

第38条 国際協力担当理事の担当事項は次の通りとする。

1. 国際環境変異ゲノミクス学会連合および国際会議事務局との連絡に関する事。
2. 関係委員会に関する事。

第39条 企画担当理事の担当事項は次の通りとする。

1. 公開シンポジウムの企画、開催に関すること。
2. 本会の事業全般の企画に関すること。
3. 関係委員会に関すること。

第40条 編集担当理事の担当事項は次の通りとする。

1. 学会誌等の企画、編集、出版および配布に関すること。
2. 著作権に関すること。
3. 関係委員会に関すること。

第41条 表彰人事担当理事の担当事項は次の通りとする。

1. 学会賞等および学会の推薦を必要とする研究助成金または賞等の候補者の公募、審査、選考、推薦に関すること。
2. 表彰に関すること。
3. 関係委員会に関すること。

第42条 書記担当理事の担当事項は次の通りとする。

1. 理事会の議事を記録し、会長および理事の承認後、公表すること。
2. 評議員会および総会の議事を記録し、公表すること。
3. 関係委員会に関すること。

第8章 会計

第43条 本会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第44条 本会の経費は、本会会費、各種補助金、寄付金、事業に伴う収入、財産から生ずる収入等をもって充てる。

第45条 収支の予算および決算は、評議員会および総会の承認を得なければならない。

付則

1. 本会則は平成12年1月1日より施行した。
2. 3章第5条の3、第41条の1については、平成13年10月21日に改定した。
3. 第5章第17条については、平成14年11月28日に改訂した。
4. 第4章第11条、第5章第17条、21条、26条については、平成16年12月1日に改訂した。
5. 第3章第5条の2、第4章第10条については、平成17年11月17日に改訂した。
6. 会費（年額）は正会員10,000円、学生会員2,000円、賛助会員50,000円（一口）とする。（削除）終身会費は年度初めに満60歳以上の正会員が支払いを選択することができ、以降の会費納入が免除されるものとする。
7. 第5章第24条、第25条については、平成20年12月4日に改訂した。
8. 第11条については、平成22年11月16日に改訂した。
9. 第3条、第12条、第35条の5については、平成24年11月29日に改訂した。
10. 第5条の5、第36条の3、付則の6については、平成25年11月29日に改訂した。
11. 第5条の4、第6条、第10条、第38条の1、付則の6については、平成26年12月4日に改訂した。
12. 付則6については、平成28年11月17日に改訂した。
13. 第41条の2については、令和元年11月19日に改訂した。